

人権施策室が教育委員会へ移行して、「人権教育室」になりました。

今まで町民生活課に設置されたいた人権施策室が、4月から教育委員会に移行し、名称も「人権教育室」となりました。

南部町では、平成18年に「南部町における部落差別をはじめあらゆる差別をなくす総合計画」を策定し、部落差別や障がい者、女性、高齢者、在住外国人、子ども、病気による差別などあらゆる差別をなくし、すべての町民の皆さんが必要なところにいきいきと生活できる町を築くことを目指しています。

「人権が大黒柱のまちづくり」を進めるためには、教育の果たす役割はとても重要です。人権教育室が教育委員会に移行したことでの今まで以上に学校教育、社会教育において生涯学習の観点に立ち、人権に対する理解と認識を深め、課題解決に向けて皆さんと一緒に取り組んでいきましょう。

教育委員会事務局の組織が、次のように変わりました

教育長	永江 多輝夫
教育次長	稻田 豊
(総務教育室) 室長	河野 早苗
(総務教育室) 主幹	中尾 仁美
(学校教育室) 室長	岡田 光政
(学校教育室) 指導主任	杉本 由香里
(社会教育室) 専門員	橋田 和美
(社会教育室) 室長	田辺 千代美
(社会教育室) 主幹	新井 宏則
(南部町公民館) 館長(兼務)	藤原 宰
(南部町公民館) 主幹	益田 良介
(人権教育室) 館長(兼務)	谷本 麻衣子
(人権教育室) 主幹	桑名 千代美
専門員	田辺 俊成
専門員	奥山 秀隆
人権教育推進員	新井 則子

高校に在学・進学されたみなさまに…

南部町進学奨励金の制度が変わりました

これまで、同和地区に住所を有する方が対象でしたが、「南部町進学奨励金交付要綱」の改正により、同和地区以外に住所を有する方も対象となります。

対象となる方

- 同和地区に住所のある方
- 鳥取県育英奨学生育英奨学金貸与事務取扱要綱第2条に規定する収入基準以下で、経済的に就学が困難な方。

奨励金交付額

月額 6,000円
年2回に分けて支給されます。

支給希望者募集

6月中旬(予定)

・授業料の減免を受けていない方
ただし、その保護者が生活保護法に規定する生活扶助・教育扶助・住宅扶助・医療扶助の適用を受けている場合は、減免を受けていないものとみなします。

お問い合わせ先

南部町教育委員会事務局人権教育室

TEL 64-3787

南部町ホームページにも募集要項を載せてています。

<http://www.town.nanbu.tottori.jp>